

役員退職手当支給規程改正のポイント

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 96 号。）
「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成 24 年 8 月 7 日閣議決定）

法人名	現 行	改 正 後
国立公文書館	<p>（退職手当の支給）</p> <p>第 2 条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者（死亡により退職した場合は、その遺族）に支給する。</p> <p>2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。</p> <p>3 退職手当は、<u>役員が退職した日</u>から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>（退職手当の額）</p> <p>第 6 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、退職し、又は解任された日におけるその者の俸給の月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額を基準とし、これに内閣府独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た金額とする。ただし、第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給の月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額を基準とし、これに委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p>	<p>（退職手当の支給）</p> <p>第 2 条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者（死亡により退職した場合は、その遺族）に支給する。</p> <p>2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。</p> <p>3 退職手当は、<u>第 6 条に規定する業績勘案率が決定された日</u>から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>平成25年5月31日より適用</p> <p>（退職手当の額）</p> <p>第 6 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、退職し、又は解任された日におけるその者の俸給の月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額を基準とし、これに内閣府独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じ、<u>その額に 100 分の 87 の割合を乗じて得た金額とする。</u>ただし、第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給の月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額を基準とし、これに委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じ、<u>その額に 100 分の 87 の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</u></p>

		<p>退職日に応じて、以下のとおり段階的に引き下げる。</p> <p>①平成25年1月1日～平成25年9月30日に退職 支給額×98/100</p> <p>②平成25年10月1日～平成26年6月30日に退職 支給額×92/100</p> <p>③平成26年7月1日以降に退職 支給額×87/100</p> <p>平成25年1月1日より施行</p>
<p>北方領土問題対策協会</p>	<p>(退職手当の支払方法)</p> <p>第3条 退職手当は、他の法令の別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規程の定めにより支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、法令で定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。</p> <p>2 退職手当は、<u>役員が退職した日から</u>起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に係る退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第4条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職の日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合（以下、この条において「業績割合」という。）を乗じて得た額に独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第6条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における異なる役職ごとの俸給月額に業績割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p> <p>2 業務勘案率は、別表第1に定めるところによる。</p>	<p>(退職手当の支払方法)</p> <p>第3条 退職手当は、他の法令の別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規程の定めにより支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、法令で定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。</p> <p>2 退職手当は、<u>役員の退職に係る業績勘案率の決定通知を受けた日から</u>起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に係る退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第4条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職の日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合（以下、この条において「業績割合」という。）を乗じて得た額に独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額に、<u>100分の97の割合を乗じて得た額とする。</u>ただし、第6条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における異なる役職ごとの俸給月額に業績割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額に、<u>100分の97の割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>2 業務勘案率は、別表第1に定めるところによる。</p> <p>平成25年3月15日より施行</p>

(退職手当の額)
 第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じた額に、内閣府の独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

【退職手当の算定式】

$$\text{俸給月額} \times 0.125 \times \text{在職月数} \times \text{業績勘案率}$$

(退職手当の額)
 第3条 変更なし

附 則（平成25年3月29日規程第7号）

- 1 この規程は、平成25年3月31日から施行する。
- 2 退職手当の額においては、当分の間、規程第3条で算出された総額に 100分の98の割合を乗じて得た額とする。

【退職手当の算定式】

当分の間、

$$\text{俸給月額} \times 0.125 \times \text{在職月数} \times \text{業績勘案率} \times \underline{0.98}$$

平成25年3月31日から施行